

平成23年11月宮崎県定例県議会
防災対策特別委員会会議録

平成23年12月9日

場 所 第5委員会室

平成23年12月9日(金曜日)

午前10時3分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 本県における防災体制について
2. 地震・津波対策見直しの進捗状況について
3. 「防災拠点としての県庁舎のあり方」の検討結果について

福祉保健部

1. 宮崎県津波浸水予想図の浸水区域内にある医療機関、福祉施設等の市町村別箇所数について

教育委員会

1. 防災教育に関する最近の国等の動きと、今後の県の具体的な取り組みについて
2. 津波浸水地域内の公的施設等の設置数(公立学校)について

○協議事項

1. 宮崎県防災対策推進条例の改正案等について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員(12人)

委員	長	井本英雄
副委員	長	丸山裕次郎
委員		坂口博美
委員		中村幸一
委員		中野一則
委員		山下博三
委員		右松隆央

委員	徳重忠夫
委員	渡辺創
委員	高橋透
委員	河野哲也
委員	前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のために出席した者

総務部

総務部長	稲用博美
総務部次長 (総務・職員担当)	堀野誠

県参事兼総務部次長 (財務・市町村担当)	岡田英治
-------------------------	------

危機管理局長	甲斐睦教
--------	------

総務課長	柳田俊治
------	------

危機管理課長	金井嘉郁
--------	------

消防保安課長	山之内点
--------	------

福祉保健部

部参事兼福祉保健課長	阿南信夫
------------	------

教育委員会

参事兼財務福利課長	福永展幸
-----------	------

学校政策課長	長濱美津哉
--------	-------

学校支援監	中野通彦
-------	------

特別支援教育室長	武富志郎
----------	------

事務局職員出席者

政策調査課主査	松崎勝一
議事課主査	関谷幸二

○井本委員長 ただいまから防災対策特別委員会を開会いたします。

まずは本日の日程についてであります。

お手元に配付の日程案をごらんください。3

の概要説明では、本県の防災対策を初め、津波対策見直しや防災教育の推進状況等について御報告をいただくことになっております。委員の皆様におかれましては、先般の県外調査も踏まえまして、御意見等よろしくお願いいたします。

次に、4の協議事項についてであります。12月6日に開催されました政策条例検討会議におきまして、これまでの取り組みが認められ、当委員会が正式に条例作成のワーキンググループとして決定されたところでございます。そこで本日は、改正の素案の決定や今後の手続等について御協議をいただきたいと思っております。

本日はこのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、これから執行部の説明に入ります。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○井本委員長 委員会を再開いたします。

本日は、総務部、福祉保健部及び教育委員会においでいただきました。

それでは、御説明をよろしくお願いいたします。

○稲用総務部長 よろしく申し上げます。

今、委員長のほうからお話がありましたように、今回の説明事項につきましては、関係する部局が総務部、福祉保健部、教育委員会事務局であります。なお、総務部以外の関係課・室として、福祉保健課長、財務福利課長、学校政策課長、学校支援監、特別支援教育室長が出席しております。

説明事項につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○金井危機管理課長 危機管理課でございます。

まず、本県における防災体制について御説明いたします。

特別委員会の資料1ページをお開きください。初めに、1（1）に本県における災害対策本部の組織をお示ししております。ごらんとおり、本県における災害対策本部の組織は、知事を本部長、副知事を副本部長として、全体の意思決定機関として災害対策本部会議を、各部の部長を構成メンバーとして設置することとなっております。また、災害対策の実務的な指揮をとる組織として、危機管理局長を筆頭の部長として編成する総合対策部を置くこととしております。この総合対策部は、危機管理局職員及び本庁各課から総合対策部員（平成23年度58名）をあらかじめ設定しまして、災害対策本部設置時にはその業務を行うこととなります。総合対策部の指揮下には、本庁における各部門ごとの対策を行う部局対策室が各部長等を筆頭として設置されるほか、必要に応じまして、現地災害対策本部、出先機関に地方支部を設置することにより、県の総力を結集して総合的な防災対策に当たることとなります。

なお、左にございますように、自然災害の中でも特に洪水など水害の被害のおそれが著しく高い場合には、災害対策本部の設置と同時に水防本部を設置しまして水防業務の総括に当たることとなります。

次に、2ページをごらんください。（2）の災害発生時の連絡体制の概要について御説明いたします。中央の少し上に、ただいま御説明いた

しました災害対策本部を記載しております。県は、その下に記載してありますとおり、災害時に地元の対策に当たります市町村の災害対策本部から支援の要請を受けるとともに対策の指示などを行うこととなりまして、市町村は、直接的な住民対応としまして、避難勧告などの指示や情報提供のほかさまざまな応急対策に当たることとなります。また、県の本部の上には、記載のとおり、大規模な災害発生時には、県と同様に政府が非常災害対策本部もしくは緊急災害対策本部を設置することとなりまして、県はこの本部に支援を要請するほか、両わきに記載のとおり、自衛隊への災害派遣や他県への応援要請、警察、教育委員会とも連携をしますほか、左の指定公共機関などライフライン関係の企業、報道機関等にも必要に応じて応急対策の要請などを行うこととなります。

以上が、災害対策における連絡体制の概要でございます。

次に、3ページをごらんください。災害発生時の職員の参集・配備基準についてでございます。

まず、2の(1)で地震・津波対策に関するものでございます。県の災害対策の体制は、先ほど御説明いたしました災害対策本部の設置の前に、災害被害のおそれがあると見込まれる場合には、その程度によって段階的に、情報連絡本部、災害警戒本部という警戒体制を設置することとしております。地震・津波災害に対する体制としましては、記載のとおり、情報連絡本部の設置は、県内で震度4または震度5弱の地震があった場合や、県内に津波注意報が出された場合などとしておりまして、災害警戒本部は、県内で震度5強または震度5弱により被害が発生または発生が予想される場合や、県内に津波

警報が出された場合などとしております。災害対策本部につきましては、さらに災害の深刻度が高いと予想される状況である、県内で震度6弱以上、大津波警報が出された場合などとなっております。

下の表をごらんください。これは津波に関する警報が出された場合の職員参集・配備基準でございます。表中の一番上段が県内に大津波警報が出された場合の災害対策本部の設置レベル、真ん中が津波警報が出された場合の災害警戒本部の設置レベル、下段が津波注意報が出された場合の情報連絡本部を設置するレベルになっておりまして、例えば、上段の災害対策本部設置相当の大津波警報が出された場合には、危機管理局員は全員が、また本課の連絡調整課及び津波対策関係課、さらに地方支部及び関係出先機関の緊急要員が登庁して対策に当たることとなっております。なお、津波対策関係課は、表の下の欄外に記載させていただいております各課でございます。

次に、4ページをごらんください。これは、同じく地震に関する職員の参集・配備基準でございます。津波の場合と同様に、左側の配置基準の上、1段目の震度6弱以上が災害対策本部の設置レベル、その下2段に記載の震度5強または5弱の場合が災害警戒本部の設置レベル、それ以下が情報連絡本部の設置レベルとなっております、それぞれ記載されておりますように参集・配備することとなっております。

続きまして、5ページをごらんください。(2)の風水害対策の参集・配備基準でございます。風水害につきましても、記載のとおり、情報連絡本部を大雨や洪水の警報が出された場合に設置、災害警戒本部は、これらの警報が出され、実際に被害が発生し、または発生のおそれがある

る場合に設置し、災害対策本部は、台風の直撃など大きな被害の発生が見込まれる場合に設置することとしております。

下の表をごらんください。上段から、ただいま御説明しました台風直撃のような災害対策本部の設置レベル、中段が風水害の被害発生が予想される災害警戒本部の設置レベル、下段が警報発令の情報連絡本部の設置レベルとなっております。記載のとおり参集・配備することとしております。

なお、一番下に記載しておりますとおり、これら以外でも、火山災害や林野災害などについても配備基準を定めておるところでございます。

次に、6ページをごらんください。3の県職員に対する防災訓練の実施状況でございます。表に平成19年度以降の訓練の状況をお示しております。年間で3種類の訓練を基本としており、4月下旬に、災害時の県庁内の情報伝達を行うための緊急伝達訓練と、実際に県庁の総合対策部に登庁する参集訓練をあわせて実施し、別に、総合対策部要員の災害時の対応を模擬的に行います図上訓練も行っており、表のとおりの実施状況でございます。

なお、昨年度につきましては、口蹄疫や鳥インフルエンザの発生、新燃岳の噴火の影響もございました。また今年度は、4月に見込んでおりました緊急伝達訓練、参集訓練は、東日本大震災の発生に伴う被災地支援対策の体制を設置したことにより延期となりました。しかし、年度内には実施することとしておるところでございます。

図上訓練は、先月の緊急消防援助隊の訓練とあわせて本部要員の図上訓練を行っておりますほか、来年1月に国民保護関係での図上訓練を

予定しておるところでございます。

次に、7ページをお開きください。4の報道及び研究機関との連携状況でございます。(1)の報道機関との連携についてであります。①のとおり、各報道機関は、県の地域防災計画上で指定公共機関あるいは指定地方公共機関に位置づけられるとともに、県の防災会議の委員という位置づけがなされているところでございます。②の具体的な連携としましては、災害時の避難情報や被害発生状況など住民への情報提供を行っていただいております、平時におきましても防災関係の広報、啓発に関する番組、紙面の作成、普及啓発の面でも連携しているところであります。

(2)の研究機関——具体的には大学が中心でございます——につきましては、①のとおり、県防災会議の地震専門部会の構成委員とさせていただいております。②の具体的な連携としましては、事例にも記載しておりますとおり、地震専門部会や風水害などに対する治水、砂防関係の事業、整備計画策定の際の検討委員会の委員としてなど、専門的、学術的な観点から情報提供や助言をいただいているほか、今年度は普及・啓発の面でもシンポジウムの開催などで連携をいただいております。

なお、参考までに、次の8ページに地震専門部会の構成委員の名簿を添付しておりますので、参照いただきたいと思います。

引き続きまして、9ページをごらんください。地震・津波対策の進捗状況についてでございます。

1のソフト的な対策の中で、(1)の今年度進めている短期的な対策でございます。まず、震災発生直後から、①の避難場所、避難経路の見直しにつきまして、沿岸の市町に要請を行いま

した。これを受けまして、各市町では津波の最大波高を仮に設定して見直しが行われているところがございます。

また、②のとおり、地域防災力の強化ということで、各市町村長を直接訪問するなど自主防災組織の結成などの充実強化も図ってまいりました。

次の③は、県民への災害情報伝達の改善についてであります。これまで市町村の防災行政無線や防災メール、マスコミからの広報などを行ってまいりましたが、これらに加えまして、津波情報を県民にいち早く伝達する方策の一つとしてエリアメールを導入したところであります。また、孤立集落の発生も危惧されますことから、一般の情報通信回線が断絶した場合のために、内閣府の補助事業の活用による各市町村での衛星携帯電話の配備を促進しているところであります。

次の④は啓発と訓練でございます。県としては今年度、県の総合防災訓練に津波一斉避難訓練を加えたり、出前防災講座の内容で津波対策の周知に取り組んでまいりました。震災の教訓を風化させないように、今後も引き続き取り組む必要があると考えているところでございます。

次の⑤は、実施計画やマニュアルの見直しについてでございます。これも主体としては市町村になりますが、特に問題となった災害時要援護者避難支援計画の策定や避難所運営マニュアルなどの策定状況を調査いたしまして、未整備の市町村に対しましてガイドラインを示して直接担当へ要請するなど整備の促進を図ってまいりました。

短期的な部分では、以上が概要でございます。

続きまして、中・長期的な対策でございます。まずは①、今回の地震・津波の状況を踏まえた

被害想定の見直しでございます。これにつきましては、本年6月補正で予算化させていただきました宮崎県地震戦略策定事業に今年度から着手いたしまして、来年度にかけて取り組んでおります。今年度、まずは日向灘を中心とした地震・津波のシミュレーションを行うこととしており、来年度、中央防災会議が示します東南海・南海地震などの大規模海溝型地震との比較を行い、最悪の事態での被害想定を策定することとしております。10ページをごらんください。この被害想定に関しましては、先ほど御紹介いたしました県防災会議の地震専門部会を11月28日に開催し、日向灘地震につきましては最大M9レベルの地震を想定したシミュレーションを行うという方向性が決定されたところでございます。

また、②のように、これらの被害想定の結果や、今後、政府から示されます中央防災会議の防災対策への考え方、国の防災基本計画の見直しなどをもとに、本県の地域防災計画の見直しも進めてまいります。

さらに、③のとおり、これらとあわせて各種実施計画やマニュアルにつきましても、今回の震災の教訓を生かした見直しに向けて進めてまいりたいと考えております。

2のハード対策につきましては、(1)の防災拠点としての庁舎整備でございますが、これはこの後、総務課のほうから御説明させていただきます。

(2)の津波防災施設につきましては、先ほど御説明いたしました被害想定の結果や、現在、政府が検討している津波などに対するハード整備の考え方、津波に強い構造物についての新たな知見などを踏まえながら、今後検討が進んでくるものと考えておるところであります。

危機管理課からの御説明は以上でございます。

○長濱学校政策課長 学校政策課でございます。

資料2をごらんください。防災教育に関する最近の国の動きと、今後の県の具体的な取り組みについて御説明いたします。

まず、1の国の動向であります。1)にありますように、去る9月22日に、文部科学大臣より中央教育審議会へ「学校安全の推進に関する計画の策定について」諮問されております。防災教育に関する諮問内容といたしましては、枠内1つ目の丸にありますように、防災教育において、児童生徒が主体的に自らの命を守り抜くための行動につなげる態度の育成、それに加えて、復旧・復興を支えるための支援者としての視点を取り入れることが求められる。また、2つ目の丸にありますように、安全教育において、今回の教訓を生かし、児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高めることが極めて重要であるということが挙げられております。このような内容を受けまして、その具体的な方策について審議がなされるよう諮問されております。

次に、2)にありますように、文部科学省のスポーツ青少年局が設置しました「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」の中間まとめが公表されております。特に防災教育に関連した内容を紹介いたしますと、ア)にありますように、東日本大震災を踏まえた学校における防災教育等の諸課題といたしまして、津波災害等からの避難行動はもとより、児童生徒の引き渡し、学校と地域が連携した避難所設営など、学校と地域防災の関係が課題として挙げられております。また、このような課題を受けまして、今後の防災教育の考え方と施策の方向性として、みずからの危険を予測し回

避する能力を高めることや、支援者としての視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることが重要であることが述べられております。

なお、この中間まとめにつきましては、1)で説明いたしました中央教育審議会における分科会の会議資料として配付されているところでございます。

次に、前回御説明いたしました7月以降の県の具体的な取り組みについて御説明いたします。

(1)のア)にありますように、宮城県山元町における夏休み学校サポート活動を7月23日から8月12日にかけて実施いたしました。県内すべての市町村の教職員36名を山元町内の4校へ派遣し、授業や教育環境の整備等のサポートを行ったところであります。また、派遣教職員等による報告会を実施し、現地で学んだことや感じたことなどをそれぞれの学校や地域において広く伝えているところであります。

次の資料2ページをごらんください。イ)にありますように、このサポート活動での縁もございまして、派遣先の2校の校長を講師に招き、「災害から子どもたちを守るための学校づくり研修会」を開催し、被災した学校の対応や避難所としての学校の対応等について研修を行ったところであります。

続きまして、現在取り組んでいる事業についてでございますが、ウ)にありますように、9月から地震・津波から子供を守るための学校づくり調査研究を実施しているところであります。この調査研究は、県内の沿岸部に位置する3地区から、小・中・高・特別支援学校合わせて10校を指定し、それぞれの学校に大学教授や防災士等の専門家を派遣しまして、避難訓練に対する助言や危機管理マニュアルの点検と見直しな

どを行っているところであります。学校によりましては、避難訓練を検証した結果、避難場所を変更するなどの事例も報告されております。

今後の取り組みといたしましては、エにありますように、教員研修センターが実施する防災教育、防災管理を中心とした学校安全に関する指導者養成研修に学校政策課の職員を派遣し、県が主催する研修会等において研修の成果を教職員に広く伝えていくこととしております。

最後に、今後取り組むべき課題といたしまして2つの視点を挙げております。まずアにありますように、防災教育等の工夫・改善を図ることです。この視点には、地震・津波だけでなく、本県での被害が心配されます火山噴火や風水害を含めて取り組むことが重要であり、各学校において地域の実情に応じた防災教育の充実を図る必要があると考えております。

また2つ目の視点としましては、イにありますように効果的な防災教育を推進する上で重要な教職員の質の向上を挙げております。災害発生時におきましては、学校は地域の防災拠点としての機能を求められておりますことから、県教育委員会といたしましては、学校を核とした地域ぐるみの防災教育等を積極的に推進し、災害に強い人づくり、学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3ページをお開きください。津波浸水地域内の公立学校の設置数について御説明いたします。

学校政策課におきましては、宮崎県地震減災計画に基づき、津波浸水地域にある学校を海拔6メートル以下に設定している学校ととらえまして、各学校へ聞き取り調査を行ったところであります。その結果につきましては、4の調査結果にありますように、宮崎市など5市2町に

おきまして、小・中・高・特別支援学校合わせまして54校が該当する結果となっております。

以上で説明を終わります。

○阿南福祉保健課長 福祉保健課から、宮崎県津波浸水予想図の浸水区域にある医療機関、福祉施設等の市町村別箇所数につきまして御説明いたします。

委員会資料のうち資料3をごらんいただきたいと思っております。表紙を1枚おめくりください。この表は、平成18年3月に作成された宮崎県津波浸水予想図の浸水区域にある福祉保健部関係の施設数を取りまとめたもので、医療機関は入院機能のある病院及び有床診療所を、また福祉施設等は各福祉関係の入所系事業所、保育所、幼稚園を対象といたしております。

表の一番上の県計につきましては、前回の委員会で御説明したとおり、医療機関が7カ所、福祉施設等が54カ所です。

以下、沿岸に位置する市町村の状況を個別に申し上げます。まず宮崎市であります。医療機関として有床診療所1カ所、また福祉施設等として老人福祉施設、介護保険施設などの入所系事業所が2カ所、保育所が4カ所となっております。次に延岡市であります。福祉施設等として福祉関係の入所系事業所5カ所のほか、保育所8カ所、幼稚園4カ所となっております。日南市であります。医療機関、病院2カ所、福祉施設等として福祉関係の入所系事業所4カ所、保育所3カ所となっております。次に日向市であります。医療機関として有床診療所1カ所、福祉施設等として福祉関係の入所系事業所2カ所、保育所4カ所、幼稚園1カ所となっております。串間市であります。医療機関が有床診療所1カ所、福祉施設等が保育所2カ所となっております。高鍋町であります。保育所1カ所、

幼稚園1カ所となっております。次に新富町であります。福祉関係の入所系事業所2カ所のほか、保育所1カ所となっております。次の川南町、都農町につきましては、沿岸部分がございますが、津波浸水区域内に医療機関、福祉施設等はありません。最後に門川町であります。医療機関として病院1カ所、有床診療所1カ所、福祉施設等として福祉関係の入所系事業所5カ所のほか、保育所3カ所、幼稚園2カ所となっております。

各施設の災害発生時の対応につきましては、これまで各施設におきまして運営基準等に基づき必要な防災対策に取り組んでいただいておりますが、東日本大震災を踏まえ、より一層防災意識を高め、災害発生時に適切かつ迅速な行動ができるようにしておくことが大変重要であります。このため福祉保健部では、浸水区域内の施設を含め、県内すべての医療機関、福祉施設等に対し、東日本大震災を踏まえた防災管理体制や避難経路の確認など防災対策の点検のほか、実態に即した避難訓練を早期に取り組んでいただくよう、本年度4月に通知を行ったところであり、その後の施設監査等におきましても適宜必要な指導等を行っているところであります。

私からの説明は以上であります。

○柳田総務課長 総務課でございます。

それでは、資料1の11ページをお開きいただきたいと思っております。「防災拠点としての県庁舎のあり方」の検討結果について御報告させていただきます。また、別冊で報告書を配付させていただきますので、あわせてごらんください。この報告書は、庁内関係課長で構成する検討委員会を7月に設置いたしまして調査検討を行った結果を取りまとめたものであります。

まず、1の災害時における活動体制について

であります。(1)の災害対策本部の設置と組織ですけれども、先ほど話がありましたが、この組織は、宮崎県地域防災計画に基づき、知事を本部長として全庁を挙げた編成を行うこととされております。また、(2)の災害対策本部の設置場所につきましては、危機管理局が入居する県庁1号館に設置することとされております。

次に、2の災害対策本部が置かれる1号館の現状と課題であります。(1)の建物の老朽化・耐震性能の状況ですが、まず現状につきましては、災害対策本部が置かれる1号館は昭和37年の建築で築後49年を経過しており、柱やはり等の構造体や電力、給排水等の設備機器などの老朽化が進んでおります。また、耐震性能につきましては、耐震補強によりまして建築基準法に基づく耐震性能は確保されておりますが、震度6強もしくはそれ以上の大地震が発生した場合、倒壊する危険性は低いものの、ひび割れ等によりまして業務の使用が困難となる事態が懸念されております。

次に、課題であります。国土交通省の「官庁施設の総合耐震計画基準」によりまして、下の表の一番上の欄にありますように、災害対策の指揮・応急活動に必要な施設のうち、防災拠点となる中核的施設につきましてはI類の分類で、一般官庁施設の1.50倍の耐震性能が必要とされております。これは、大地震動後に柱やはり等の構造体の補修をすることなく執務室として使用できる耐震性能ということであります。

次に、12ページをごらんください。(2)の災害対策の活動スペースや設備の不足であります。まず現状につきましては、1号館は、各階のフロアが狭いため災害対策関係諸室の床面積が十分でないという問題があります。下の表をごらんいただきますと、現状でスペースが不足して

いる災害対策関係の諸室は、例えば一番上の欄の知事や各部局長が参集する災害対策本部会議室は、現状は50平方メートルですが、必要面積は250平方メートルで、不足面積が200平方メートルとなっております。上の現状に戻っていただきますと、また、市町村や警察等が参集する関係機関調整会議室等の諸室が整備されていないことに加えまして、長期間活動するための大規模受水槽や汚水槽の設備も未整備の状況であります。こうしたことから、課題としましては、未整備の会議室を含め十分な活動スペースを確保するとともに、大規模受水槽等の設備の確保が求められております。

次に、(3)の災害対策関係部署の分散化であります。現状につきましては、危機管理局や県土整備部は1号館に配置されていますが、知事の執務室を初め県民政策部や総務部は本館に配置されるなど、災害応急や復旧・復興の対策を所管する部署が分散化をしております。こうしたことから課題につきましては、防災拠点としての機能を発揮するためには、これらの部署等を可能な限り同じ庁舎内に集約配置することが求められております。

次に、13ページをお開きください。3の先進県の防災拠点となる庁舎整備の状況であります。今回、建設済みの栃木県と現在建設中の山梨県、長崎県の現地調査等を行い、その結果を取りまとめました。概要につきましては表のとおりであります。

次に、表の下の(1)建物の耐震性能の状況であります。新庁舎につきましては、計画段階も含めまして3県とも通常の1.5倍の耐震性能を有しております。

(2)の災害対策の活動スペースや設備の状況であります。栃木県は災害対策関係諸室を

8階の同一フロアに集中配置しておりまして、山梨県、長崎県も集中配置する予定であります。また、3県とも屋上ヘリポートや非常用汚水槽等を整備済み、または整備の予定であります。

(3)の災害対策関係部署の配置状況であります。栃木県、長崎県は、行政棟に災害対策関係部署を初め全部署が入居または入居予定であります。また、山梨県も防災新館に災害対策本部に加えて県土整備部の治水課、砂防課等の部署が入居の予定であります。

次に、14ページをごらんください。4の防災拠点の整備方策の検討であります。防災拠点として必要な機能及び先進県の状況を踏まえて検討を行いました。まず、(1)の1号館の耐震補強についてであります。防災拠点として通常の1.5倍の耐震性能を確保するためには、耐震壁や耐震ブレス(筋交い)を各所に入れる必要がありますので、執務室が狭くなったり、執務室としての使用ができなくなる可能性があります。また、老朽化した電気・機械等の設備の大規模かつ抜本的な改修や更新等が必要となります。

次に、(2)他の庁舎への移転についてであります。本館や3号館、4号館等への移転の検討を行った結果、次のような3つの問題点がありました。①は、いずれも防災拠点として必要な耐震性能である通常の1.5倍を有しておらず、耐震補強が必要であります。また②は、1号館より床面積が小さいため、危機管理局、県土整備部等のスペースが確保できないことでもあります。さらに③は、災害対策関係部署や県民政策部、総務部が移転前と同様に分散化し、問題を解消できないことでもあります。

これらを踏まえまして、検討結果として(3)の検討委員会としての案を出しております。総合的に判断しますと、新たな財政負担は生じる

ものの、災害時において県民の生命や財産を守るためには、十分な耐震性能を有し、災害応急対策や復旧・復興対策を円滑に実施できる防災拠点施設を新たに整備することが適当であるということであります。また、想定される建設場所につきましては、できる限り早期に防災拠点を整備する必要があること等から、用地取得を伴わない本庁域の敷地が望ましいということであります。具体的には、外来者第1駐車場敷地や旧自治学院跡地が候補地として想定をされます。さらに施設規模につきましては、入居部署としては、危機管理局や県土整備部に加えまして、知事の執務室、県民政策部、総務部が想定されております。また、階層につきましては、航空法による建物の高さ制限53メートルを考慮しますと、地上12階程度が上限として考えられております。以上のことを考慮しますと、約2万平方メートルの延べ床面積が必要となると考えられます。

最後に、5の今後の取り組みについてであります。この防災拠点施設の具体的な内容につきましては、今後、民間の有識者を含む検討委員会を設置いたしまして調査検討を行う必要があると考えております。

説明は以上であります。

○井本委員長 執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑等がございましたらお願いいたします。

○中村委員 資料1の1～2ページに防災体制が書いてありますが、以前、口蹄疫が発生した折に、総務部長は御存じだと思いますが、知事をお願いをして、県議会の中から対策本部に1人オブザーバーということで、当時の環境農林水産常任委員会の十屋委員長を入れてもらったんです。彼から口蹄疫がいろいろなところに発

生したということを一議員に報告してもらったわけです。それによりどういうところで発生したんだということがわかっていたんです。都城であれば都城に出かけていたりとか、そういったこともやりましたが。そういう我々議会人としての部署も対策本部の中に、この前みたいな構成でいいと思いますが、オブザーバー的な人を1人入れていただきたい。今回、災害がおこった場合は、防災対策特別委員長になると思いますが、宮崎市内、郊外に住んでいる人で委員になっている人でもいいですし、議員を誰か入れておくべきであり、また我々としても、都城なら都城地域の県議会議員6人でちゃんとチームをつくって、そういうときに対応できる体制づくりを日ごろからやっておかなくちゃいけないなど、この防災体制図を見て思ったんです。今言ったように口蹄疫のときに対応したような対応は考えていないのか、それをひとつお聞かせいただきたい。

○金井危機管理課長 委員のおっしゃるとおりに、長期的な大規模な対策のときには議会とも連携して対応することが重要かと考えております。ただ、今のところ、対策本部を開くような大きなものが発生しておりません。ただ、対策本部を開くときは、議会からオブザーバーとして参加していただく体制は考えておるところでございます。この体制のあり方等については指揮系統になってくるものですから書いてはおりませんが、大規模な、長期間に及ぶ、広範囲に及ぶときには、ぜひオブザーバーとして参加していただくことが必要なことかと考えております。

○中村委員 ぜひそれはお願いしたいし、きょうのこの組織表を見て、議会人として、各地域でも防災体制をどのようにするか、発生したと

きどういう行動を起こすべきかというのは、我々自身も考えなくちゃいけないと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○右松委員 内容がかなり盛りだくさんで、3つの分野で簡潔に質問したいんですけど、一つは防災新庁舎の件ですが、これは一昨日の総務政策常任委員会のほうでも議題に出まして、委員でもいろいろ話したんですが、やはり建設は急いだほうがいいんじゃないかという意見が多いんです。その点に関して答弁をお願いします。

○柳田総務課長 おっしゃいますように、今回の検討委員会で検討したというのは、東日本大震災を受けまして、早急に防災拠点施設を立ち上げなきゃならないということから検討したところでありまして。他県の状況からしますと、山梨県のほうが約6年間で建設をするという状況で進めておりますので、私たちとしましてもできるだけ早く調査等を行いまして立ち上げということにつなげていきたいと考えております。

○右松委員 今、山梨県の例が出たんですが、13ページ、山梨県は平成21年3月に防災新館の建設を決定して、建設の着手まで2年8カ月かかっております。14ページの今後の取り組みとして、民間の有識者を含む検討委員会を設置して検討していくという流れですから、結構時間がかかるのかなと、どういうスケジュールを描いておられるのか、それも含めて教えてもらいたいと思います。

○柳田総務課長 今後、具体的にはスケジュールをつくっていかなくちゃならないんですけども、新たな検討委員会を立ち上げまして、そこで地盤の調査から始めなきゃいけないと思っております。構想を策定いたしまして設計、工事というふうな段取りになろうかと思っておりますが、これにつきましても山梨県の状況を踏ま

えますと急ぐ必要があると思っておりますので、その辺を少しでも圧縮しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○右松委員 ぜひ鋭意進めていただきたいと思っております。

それから2つ目の分野ですが、9ページになります。短期的な対策で1番と2番ですが、避難場所・避難経路の再点検、それから地域防災力の強化というふうに出ています。これは今までずっと話をしてきたことですが、実はこの間、静岡県の方に防災対策特別委員会で行政調査に行ってもらいましたけれども、そのときに静岡県の現状も伺ってまいりました。まず、宮崎県の津波避難ビルの指定件数、今現在どうなっているのかを教えてくださいとありがたいです。

○金井危機管理課長 結論的には避難ビルの総計的なものは今集計中というのが現実でございます。各市町村にお願いしてございまして、津波の想定によってどのような避難困難な場所があるかという調査の上、現在、避難ビルを、市町村がビルの持ち主等と調整しまして、数を調整しているところとございまして、今のところまとまっていないのが現実でございます。

○右松委員 ちなみに、宮崎の場合沿岸が10市町、静岡は21ですから単純に比べることはできませんけど、静岡は681棟指定されています。目標が1,000棟ということでございましたので、7割近い避難ビルを既に指定しているということになっています。もう一つは、海拔表示標識というのがいろいろ出ていると思うんですが、宮崎市内でも今どんどん進めておりますけれども、津波避難ビルに指定しましたという標識の進捗もまた、次回でも構いませんから教えてくださいとありがたいなと思っております。

それから同じく2番目の地域防災力ですが、

自主防災組織率ですけれども、市町村を訪問されていろいろと要請をされているということですが、以前資料に出てきました門川とか西都とか低いところがあるんですが、ちなみに、また静岡と比べてしまうんですが、静岡は99.9%になっているんです。その辺の取り組み、要請に対してどういうふうに反応されているのか、ちょっと教えてもらおうとありがたいです。

○金井危機管理課長 昨年まで危機管理課長として回らせていただいていたんですけれども、ことしにつきましては危機管理局長のほうから直接、各市町村の首長のほうにお願いしまして、首長のほうでその重要性を認識していただいた上で組織率の向上を図っていただくというふうに強目をお願いしておるところでございます。

ただ、考え方の差とか、統計のとり方についても差がございますので、その点を平たく一律に理解していただくためにやっております、微増ではございますけれども、組織率については、特にことしについては例年より伸びるんじゃないかという期待を持っているところでございます。

○右松委員 最後の分野ですけど、教育についてです。教育委員会のほうですが、津波防災教育で、ここに書いていますとおり、1ページですけど、「児童生徒が主体的に自らの命を守り抜くための行動につなげる態度を身に付け」、非常に大事なことだと思っています。「釜石の奇跡」でも出てきましたように極めて大事なところだと思うんですが、問題は、防災教育のカリキュラムがどうなっているかというのが非常に大事だと思っていますが、その辺はどうなっているのか教えてもらおうとありがたいです。

○中野学校支援監 今、委員御指摘のとおり非常に重要なことだと思います。防災教育という

ことで、まず自助の観点、自分の命は自分で守るんだという観点はすべての学校で徹底しているところでありますけれども、その役割として、これは河野議員からも御質問がございましたが、教材というもの、それは密接に関係があると思っています。今、それぞれ学校の中でいろいろな取り組みがなされております。道徳の中で、命の大切さ、あるいは思いやりの大切さ等々についても触れていますけれども、今後、カリキュラムの作成だとか、関連づけだとかという意味で、防災教育の視点を学校の中に取り入れる。そういう意味では重点的に今後検討して充実したものにしていきたいと考えております。以上でございます。

○右松委員 最後に、もう当然いろいろ調べられていると思うんですが、「釜石市津波防災教育のための手引き」というのがあります。この中でかなり細かく120ページにわたって出ています。小学校1年生から中学校、義務教育の中で、どの学年でどういう教育をしていくかというのは順序立てて非常によくできているなと思っております。例えば小学校3年生でいくと、社会ですと避難場所や避難経路、石碑を確認する。国語にいくと「津波が来たらどうするか」という題材にした作文を子供たちに書かせるとか、非常にカリキュラムとして、あれだけ有名になったところですから、参考になりましたので、御承知のとおりでしょうけれども、ぜひ頑張りたいと思います。

○坂口委員 資料1の14ページの説明の囲みの中ですが、場所について、急ぐから用地取得を伴わないところが望ましいんだというこの考え方、やっぱり最適の場所が望ましいと思うんです。最適の場所が。急ぐのはわかるんです。最適の場所を決めて、そこを急ぐべきだと思うん

ですけど、この考え方というのは主客転倒じゃないんですか。

○柳田総務課長 この件につきましては、庁内の検討委員会のほうで場所の検討ということで、中においては津波とかいうこともあるんじゃないかという意見も出ました。それで、津波につきましては見直しがされてくるということですので、現状では6メートルということで、ここまでは到達をしないのではないかと。そういうことであればここで十分可能性があるんじゃないかという議論がございました。これ以外の場所という話も出ました。ただ、この場所につきましては、一番最初に全体の災害対策の体制図がございましたが、関係部局がそれぞれの対策を行うという観点から考えましても、この敷地内が適当ではないかという議論をしていたところであります。おっしゃいますように、この場所の地盤等について十分な検討がなされておりませんので、その辺はまた改めて液状化の問題といったことも調査をしていきながら、ここでいいのか検討していきたいと考えております。

○坂口委員 津波は置いておいて、これはまた後からお尋ねするんですけど。

まず、みんなが同じ場所にいるのは1日のうちの8時間、3分の1です。1年の中の土日、祭日、それから有休除いたとき、わずかな割合です。いつ起こるか分からない。特にそこに不在のときに集合するという事なんかは極めて重要な要素の一つです、考慮する場合。そうなったときに、今、津波を言われたけど、いわゆる地盤、液状化です。道路が遮断される可能性です。庁舎が幾ら強くたって、周りが封鎖されれば、橋通りから縦横、液状化が極めて高く想定される場所です。これらはこの考慮に入っているんですか、専門家とか言われる先生方の。

○柳田総務課長 そういう専門家をどの方にするかというのはまだ決めていないんですけれども、専門部会が危機管理課のほうでありますので、そこに入っていらっしゃる先生方の中から、液状化も含めたことについても意見をいただけるような方々に意見をお聞きしたいというふうには考えております。

○坂口委員 その前に場所を決めておくというのはおかしいんじゃないですか。そこにつくっても、マグニチュードこれだけのものがあつたらそこに行けなくなりますよという結果が後から出たらどうするんですか。何百億の事業ですよ。場所の特定は一から出直す必要があるということですか。

ここで一つ、この席におられるかどうかだけでも、震度というのは揺れの強さです。マグニチュードというのは何を示しているんですか。

○柳田総務課長 マグニチュードというのは震源地におけるエネルギーの強さと認識しております。

○坂口委員 では、M9で想定されていますけれども、前は8コンマ幾らだった。マグニチュードが1違ったときにエネルギーがどれぐらい違うんですか。

○金井危機管理課長 1違った場合には30倍、8の30倍というふうに言われております。

○坂口委員 30倍は過小に見たときでしょう。一番小さく。30倍なら30倍にしましょう。液状化とエネルギーの強さの違い、液状化の起こる条件と液状化の実際の現象の違いというのは、どんなぐあいにこの計画の中では想定されて、ここを適地とされたんですか。

○柳田総務課長 申しわけありませんけれども、液状化の具体的な調査はしておりません。ただ、現在、宮崎市の防災計画の中では液状化危険度

の分布図というのがございまして、その中に県庁周辺については液状化の頻度は高いとされておりますので、そういったことを踏まえて、今後調査をしていきたいというふうには考えております。

○坂口委員 やっぱり頭脳部、心臓部ですから。液状化というのは、簡単に言うとエネルギーとすごく関係するんです。エネルギーというのは時間当たりの強さと、時間と足したもののトータルです。液状化というのは、その中の地盤の粒子の組み合わせですから、これがずれていくこと、間隙が狭まったり広がったりすることで水がずっと上がっていくわけですから。一つには何度も何度も経験してきている地震でずれが起こっている可能性があるんです。盛り土のところとか砂質のところ。それと緩い揺れでも長く続くと蓄積エネルギーというのは大きいんですから、液状化が起こる可能性があるんです。宮崎市がつくったあのマップは、震度幾らの地震が起きたときにどれぐらいの死者を出すかというときに、液状化がここは強いよな、それを根拠に家が倒れるよなと、極めて簡易な想定仕方なんです。

ところが、今回は、そういったときに頭脳部分をどこに置くかという場所の選定ですから、時間がかかるよりも急いだほうがいいからなんていって、そんなことじゃだめだと思うんです。専門的に、どこがどうなったってここは残るんだ、どこがどうあったってここに必要な人材を集められるんだというところ。緊急輸送道路の関連とか地盤の関連とか、それから職員が何時ぐらいだったらどこにいるんだろうとか、そういったことすべて。知事は公舎に寝泊まりしている時間が1年のうちのそれこそ3分の2以上でしょう。宮崎にいる期間中の県庁にいる時間

と、寝泊まりじゃないけれども、同じぐらいか、むしろそれ以上に公舎にいる時間が長い。宮崎市の液状化関連の資料の火災発生の想定図を見てみない、火災だらけです。どこから来ますか、そんな場所に。ここに仮につくるとしたら、民間と協力し合って、今度は液状化対策を、少なくとも基幹道路の周りの高いビルはすべてそれをやらしてもらわないとだめです。九電の電柱からですね。だから、もう一回これは仕切り直さだと思っただと思うんです。そして5年、7年かかる計画の中で、用地買収なんていうのはやろうと思っただら数カ月でやれます。そこを強く求めておきます。

○柳田総務課長 今回の検討委員会においては外部委託していろいろ調査するというところまではやっておりませんで、あくまでもいろんな資料を集めてきまして、その中で検討して、検討委員会の案として今の場所が望ましいというふうにしております。御意見がございましたので、今後、外部の民間の有識者を入れた検討委員会の中でその辺は検討させていただきたいと思えます。

○坂口委員 先ほどの津波ですけれども、6メートルが想定される。6メートルはどこでの津波の高さを言っているんですか。想定の中の採用している6メートルはどこ時点での波の高さですか。

○柳田総務課長 これにつきましては東南海地震の地域防災計画の想定が6メートルということで、これは海岸部における高さというふうに理解しております。

○金井危機管理課長 海拔ということでございますので、陸からではなくて、海の高さゼロメートルから6メートルということになります。ですから、10メートルになればまだその高さ

が大きくなるということになります。

○坂口委員 普通の波と津波の波の決定的な違いというのは、今言われた海拔6メートル、普通の波はエネルギーが移動していくわけです。だから6メートル水平でいいんです。津波というのは水が移動していくわけです。浅くなっていくと、後ろから早く進まんかと。エレベーターでの人間の倒壊と一緒に、もっと前に行け、後ろから来よるがというように6メートルは8メートルになり10メートルになってくるんです。6メートルでフラットにレベルを引いて、そこに施設がいくつあるかというカウントでしかないじゃないですか。これがぬれないように。そうじゃなくて、地形と水の移動の後ろから押すエネルギー、さっき言ったようにマグニチュードと非常に関連してくるんですけれども、その時間の長さによって、基準になる津波の高さと、実際駆け上がる波とは、いろんな場所とそのかかる時間では全く違うんです。

だから、何百億という事業を今からやろうというのに、余りにも粗末な基礎資料だと思うんです。ここにお歴々とと言えるような肩書の人たちが並んでいるんですけど、もっとそこらはお願ひされて、実態がどうかということを正確に想定して、その上に立った対策じゃないと、やって、その後で反省すべきこと、想定外だったという言葉で解決せんならんことが出てくると思うんですけれども、どんなですか、もう一回やり直されませんか。

○稲用総務部長 防災拠点の整備の関係、あり方ですが、県庁舎にあります防災施設をどうするかという問題がありまして、庁舎全体のあり方ということで、庁内の検討委員会ということでやらせていただきました。今いろんな御指摘をいただきまして、そういう意味では庁内だけ

の今の検討の中で、それも3月の震災発生以降ということだったものですから、正直なところ、専門的な知見のない中でのまとめだったと。

今後、具体的にはということで、庁内検討委員会として、内部の人間の考え方としてはこういうようなことを想定するという提言させていただいていますが、基本的にきちんとした専門家の御意見をいただきながらということになると思いますので、その点はしっかりと専門家の中での意見、そしてある意味では財政的な問題もありますので、総合的に考えて、防災拠点をつくることにつきましては、方向としてはやっていかないといけないと思っておりますので、その中で御提言いただいたことなどを含めながら考えていきたい。言いわけになりますが、庁内での検討委員会としてそういう中でまとめたということで、この点については御了解いただきたいと思ひます。

○坂口委員 時間も金も限界がある中で、一番いい方法というのをぜひ選定していただきたいと思ひます。

○中野委員 坂口委員が言われたとおりで思ひます。この県庁の周辺が一番地盤の弱いところということ、どこかの話で以前専門家から聞いたことがありますから、この地域は最低限いけません。この地域ではだめです。もっと岩盤の強いところ、そして高台を目指して移転すべきだと思ひます。これでもかなりのお金を投資するわけだから、投資したお金が無駄にならないように。しかもM9レベルが想定される中ですから、地震に弱い、津波に弱い。日常の風水害も、以前もあつたようにここも非常に浸水する。そういう意味でも可能性があるし、液状化のところも調査しましたが、大変なことになります。津波も6メートル以上が来ることも想

定されるわけですから、ぜひこの案は再検討してほしいと思います。そしてまた通常の県行政を進める上からも別な地域に検討をお願いしたい。防災拠点だけじゃなくて、そういう意味からも再考を要すると思います。

そのためには、先ほど教育のほうから、あるいは医療福祉のほうから、かなりのところが津波等で被害が出るということが想定されました。地震・津波想定の見直しを24年度までということですが、24年度というのは再来年の3月末ということになって、こうくると必ず皆さん方は最終日に決定する懸念が大きいですから、過去からして。来年いっぱいぐらいにしないと、今の県庁舎の見直しも、医療福祉あるいは学校のことともう一度やり直さにかんわいから、こっちの見直しを年度じゃなくて年ぐらいに変えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○金井危機管理課長 おっしゃるとおり、これらの対策についてはスピード感というものが一番重要視されているところでございますけれども、私たちの計画では、23年度中に日向灘の被害想定をつくっていただくということで対応しております。それと東南海・南海地震と日向灘が連動する可能性もございまして、それに伴うところの被害想定を早急に国から出させていただくように今お願いしておるところでございますけれども、これが24年度の夏ごろか秋ごろになるという回答を受けております。ちょっとおくれぎみでございますので、甚大な被害が想定されます隣県の大分等と一緒に早期の提示をお願いしているところでございまして、それを受けましたら早急に対応したいと思います。早目にやってしまいますと、そごができてまたやり直しということになりますので、国の想定まち

というのが現実でございまして、その点は御了解いただきたいと思います。

○山下委員 福祉保健部にちょっとお聞きしたいと思うんですが、先ほど資料3を説明していただきました。県の津波浸水予想図の中で出された資料、平成18年の3月ですが、この施設数は直近の調査結果ですか、ふえているんじゃないでしょうか。

○阿南福祉保健課長 この調査は本年度の4月に行った調査でございます。

○山下委員 であれば、障害者支援施設の中の4つの福祉施設が該当していると思うんですが、その中でも特に精神障がい者の皆さん方。実は東日本で震災があったときに、避難所での生活の中で障がいを持っておられる方が非常に苦労されたという話を聞いております。特に精神の障がいのある方、避難所での生活というのは苦労をされたみたいで。であれば対策として、いわゆる被災を受けなかった施設での受け入れ体制とか、そういう検討はされているんでしょうか。

○阿南福祉保健課長 精神障がい者関係の施設は、今回この中に入っているのは3施設でございます。精神障がい者も含めた弱者の対策、いわゆるひとり暮らしの高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等でございますけれども、これらハンディキャップのある方につきましては、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容等きめ細かな対応が必要となると考えておりまして、市町村では平常時から災害時要請者等のリスト等を整備いたしまして、民生委員、児童委員、地域住民、ボランティア組織等と連携いたしまして、災害発生時に速やかに安否確認や避難誘導ができる体制を整えておくことが求められております。災害時要援護者やその家族を含めた防災訓

練の実施に努めますとともに、介護等の特別な配慮を必要とする災害時要援護者等を収容するため、福祉避難所を指定するとともに生活必需品の備蓄等の整備を行っているところであります。

○渡辺委員 先ほどから議論になっています県庁の新しい庁舎の問題ですが、私も若干話が急なような気がします。防災の面から言って、それにしっかりと対応できる庁舎の必要性というのはもちろんよくわかりますが、破れたところをガムテープを張って押さえていくみたいな対応の仕方ではなくて、今問題提起があったような課題がいろいろあるとなれば、今想定していたような部分の機能だけがどこか離れたところに行くというわけにも当然いかないわけで、ほかの県庁の機能もあわせてどうなるかという問題もありますし、もちろん防災の面は大事ですが、防災というだけではなくて、県の行政全体の象徴的機関なわけですので、防災の面だけで新しい県庁舎のあり方を考えているというのも、若干欠落した部分があるんじゃないかという気がします。

また、先ほどから課題が出ていますように液状化の問題等々あるのはありますが、ここから宮崎県庁がなくなるとなれば、宮崎市全体のまちづくりにも大きく影響してくることだとも思いますので、確かに早くできる必要もありますけれども、どっちにしても1日、2日でできるというものじゃないわけですから、十分な検討をきちんと行われた上で、先ほどからの用地の問題等も含めて、腰を据えて、10年に一度の県庁の建設というような感覚で取り組まないと、ちぐはぐな対応になってしまうんじゃないかという危惧を非常に強く、先日の報道から含めて感じておりますので、これは意見にしますけれ

ども、ぜひそのところを重々お考えいただく必要があるんじゃないかと思います。

あわせて、いざ起きてしまったときに、ここで対応ができなくなったときに対応するという意味では、非常時に関して、知事公舎もいろいろな機能を集約化していると思うんです。現実、今課題提起があったような問題を、もし整備が整わないうちに災害が発生してしまった場合に、臨時的に、あそこはここよりも少なくとも高さは高いですね、平和台の下で。どのくらいの機能をあそこで緊急的に、もし災害が発生してしまった場合に対応が可能だというのを改めて伺いしたいと思います。

○柳田総務課長 庁舎については防災対策特別委員会の皆様方にも視察をしていただいたところですが、知事公舎につきましては、知事が何らかの理由で登庁できない場合を想定しまして、知事が知事公舎においていろいろな情報を得て指示をすることを想定しておりますので、通信とか映像、場合によってはテレビ会議ができるような設備を有しております。また、会議室で災害対策本部会議ができるような機能は有しております。しかしながら、災害対策の要員が入るような収容能力はございませんし、また防災行政無線といった設備もございませんので、いわゆる災害対策本部の機能までは有していないという状況でございます。

○渡辺委員 現時点で有していないということと、有することができるように取り組んでいくことはできないということですか。現時点でないということと、これからそれが可能なように取り組んでいくということは、少し種類が違うかと思うんですが、そういう取り組みはあの場所では難しいという認識でいいですか。

○柳田総務課長 先ほど申し上げましたように、

1号館の5階に危機管理局とか防災無線の統制局といったものも入っておりますし、そこには、先ほどの説明にもありましたが、総合政策部、各要員が58名集ってそこでいろいろ対策をやるというような設備（パソコン等）は向こうには今のところないし、場所的なものもないということでございます。ただ、ここが使えないということであれば、そういうことも検討はしなきゃならないというふうには思っております。

○渡辺委員 県庁の新庁舎については、先ほど述べたとおりですので、十分な御検討をいただきたいと思えます。

もう一点だけ、職員の非常参集等訓練の関係ですが、この間防災の特別委員会で伺った静岡では、担当の職員になることが決まったら、実際の異動が行われる前にもいろんな訓練をしながら実際に非常時の参集ができるような取り組みもしているという御説明をいただいたんですが、県庁全体じゃなくて担当する方々の非常参集の訓練みたいなものは、宮崎県ではどの程度、資料にあった程度の訓練なんでしょうか。

○金井危機管理課長 県庁全体につきましては数年おきにやっているのが現実でございまして、担当者レベルの訓練がこの表にあらわしていただいたものでございます。それと58名のほかに、大規模なものがあった場合になかなか来れない、遠隔地に住んでおるという場合も想定されますので、県庁から3キロ以内に住んでおられる方、約16名の方たちを応急に来ていただくような対策もしております。その訓練もあわせて実施しております。ことしにつきましては、新燃岳のときに、年度末でございましたので、実際に集まっていたいております。ただ、年度明けにつきましては、3・11の支援対策室をつくった影響でできなかったものです

から、今回、静岡のほうのやり方等も聞いておりますので、参考にさせていただきながら、各人の対策本部の執務能力のレベルアップを図っていきたいと考えておるところであります。

○渡辺委員 今の御説明を聞いていると、もちろん日々の業務もありながらというのはわかりますが、一番前線の担当の方々の参集訓練も、ここに載っている年に1回やるか否かぐらいだということですか。

○金井危機管理課長 年度初めにそれを1回やっておると、それに職員には防災のハンドブックを渡しております。これに基づきまして勉強していただくというのが今のところの現実でございます。

○渡辺委員 最後にしますが、今の御答弁だと、要は1回ということだろうと思えますが、いざ本当にあつて参集するとなれば、それこそ避難訓練もそうですけど、もちろん高い意識の中でやられているから大丈夫だとは思いますが、静岡の話聞いていても、何度も何度もいろんな形での取り組みがあつているということで効果を上げるんじゃないかという気がしますので、指摘にとどめて、やめます。終わります。

○高橋委員 資料1のほうからお尋ねしていきますが、9ページの地震・津波対策見直しの進捗状況について、大きな1の(1)③県民への災害情報伝達、大事なことなものですから一応確認しますが、2つ目の丸ポツで衛星携帯電話の配備とあるじゃないですか。今回の補正で災害拠点病院とDMATの6チームに予算を計上されていますね。これは実際に事業費が動いているんですか。

○金井危機管理課長 現在、私たちが行っているのは、各市町村におけるところの衛星携帯電話の整備ということでさせていただいております。

して、関係機関の配備はその先ということで考えております。ただ、県庁におきましても保管しておりますので、その出先については、災害発生が予想される場合は当然衛星電話の配置等を進めておるところでございます。

○高橋委員 要するに、孤立可能性がある集落に衛星電話の配備を促進ということは、今からということですね。

○金井危機管理課長 昨年の6月時点では56台の配置であったんですけども、現在、ことしの9月時点では64台ということ、それプラス国の補助事業が今度ございまして、それを受けて各市町村で了解していただければ、衛星携帯電話がかなりの量が入ってくるということになると思います。

○高橋委員 孤立可能性集落はどのくらいあって、何台必要だということまで教えていただくとありがたいです。

○金井危機管理課長 今のところ一概に何台ということは、現場の状況等でわかりませんが、孤立可能性集落につきましては、漁業関係の集落が47、農業集落は524という数字が上がってきております。ただ、各市町村におきまして、孤立しても連絡がすぐとれるというところは配置しておりませんで、山間部、それにかなり離れたところ、離島等を中心に配備を進めておられるところがございます。

○高橋委員 わかりました。予算が伴いますから大変ですね。

次に、先ほど右松委員の質疑を聞きながら思い出したんですけど、静岡では避難ビルと別に避難塔を持っているんですよ。ただ不十分だということで、今からまたつくらにゃいかんということをおっしゃっていました。私たちも木花の島山地区に行ったときに、あそこは避難ビ

ルがないということで、避難塔も視野に入れて地域防災計画を考えていらっしゃるのか。避難塔、避難する目的の塔ですよ。

○金井危機管理課長 現在、私どもも、東南海・南海地震の影響を受ける県の会議というのがございまして、そこでさまざまな検討をさせていただいております。その中でも避難タワーというのがございまして、本県では1カ所もございませんので、その設置に向けた対応ということをお尋ねしてきたんですけども、一義的には市町村でやっていただく、選択していただく。一部の県では県の補助事業を加えて対応しておるというのが現実でございます。ただ、一律に避難タワーということで行きますと、それが丸々1日ないし2日上で避難しておくということであれば、かなりの堅牢なもの、雨風の問題とかございまして、1基だけでもかなり高額なものが予想されております。ただ、避難する場所がないということであれば、各市町村と連携しながら避難タワーの建設も考えるべきではないかという考えは持っておるところであります。

○高橋委員 よろしくお願ひします。

次に、福祉保健課、先ほど説明いただきましたが、これは有料老人ホームも入っていますか。

○阿南福祉保健課長 有料老人ホームはこの施設の中には入ってございません。

○高橋委員 今、有料老人ホームがどんどんできるんですよ。私は商工建設常任委員会に所属していますが、今度の議案でもサービスつき高齢者向け住宅というのを条例改正して、今からできるらしいです。こういう住宅ができることはいいことなんでしょうけど、ただ、できる場所を規制するような、この間の議論にもなりましたよね、地域防災計画をつくるに当たっ

て、今ある法ではいけないから、それを裏づける根拠法にしっかり直してもらって、地域防災計画でそれが生かせる。昔は許認可制が多かったんでしょけど、届け出制で簡単につくれちゃうんです。そういうところがしっかりチェックできる。サービスつき高齢者住宅なんだけど、それはだめですよというようなものをすべきじゃないでしょうか。

○阿南福祉保健課長 規制をすることについて、現在のところ考えは持っていないところであります。

○高橋委員 これはやっぱり課題ですよ、ある意味では。その課題も重たいんですけど、しかしそこはクリアしていかないと減災にならないと思うんです。その方向で地域防災計画は策定していくべきだと思いますので、これは要望をお願いします。

○河野委員 教育委員会のほうにお願いします。2ページの資料で、ウ子どもを守るための学校づくり調査研究で3地区10校とありますが、3地区を教えてください。

○長濱学校政策課長 お答えいたします。

3地区といいますのは、県央・県南・県北地区3カ所でございます。県央地区でございますが、新聞報道等よくなされておりますけれども、宮崎港小学校、宮崎中学校、宮崎海洋高校、この3カ所。それから県南でございますが、油津小、油津中、日南くろしお支援学校。それから県北地区ですけれども、東海東小、東海中学校、延岡星雲高校、日向市にあります富島高校、この3地区ということになっております。

○河野委員 調査研究ということですので、地元を言うわけじゃありませんけど、3ページの資料でいくと延岡市20カ所、浸水地域内ということできざまな状況が考えられる。学

校で調査研究していただくというのは非常に大事なのかなというのがありまして、この10校に関しては、例えば防災教育のモデル校になっていくとか、そういう何か今後のものがありますか。

○中野学校支援監 委員御指摘のとおり、今後、この学校はすべて重点としなきゃいけない地域、学校だというふうに思います。今後もモデル地区にするだとか、モデル校にするだとかということを含めながら検討しなきゃいけないと思っております。例えば、モデル地区、モデル校で避難訓練をやっておりますけれども、日南くろしおの避難訓練の様子が、学校向かいのコンクリート工場の高台と連携をしながら10分以内で避難訓練が終わったというすばらしい事例も上がってきているところでございます。そういう成果も含めながら、今後どのように危機意識を高めていくかという部分については検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○河野委員 福祉保健課の資料で、浸水地域にある医療機関、福祉施設の先ほど説明がありましたが、延岡で問題があったのが保育所8カ所、実は津波警報のときに、公立学校関係は教育委員会のほうから、指示が出たら動きをしなさい、またはどう動くんだということが出たんですけど、保育所に対して公的な機関のほうから、県のほうからの情報が全くなかったという声を聞いたんです。津波の避難等、保育所等に県のほうからの情報、そういうシステムはないんでしょうか。

○阿南福祉保健課長 所管外でございますが、福祉施設等に津波等の情報を流すというシステムは、現在のところ福祉保健部では持ってございません。

○河野委員 保育所の所長とお話しした中で出

てきた課題ですけど、見えない、情報も断続的
というかテレビの情報しかないということで、
そこら辺課題なのかなということがありました
ので、指摘をしておきたいと思います。

最後、この特別委員会で岩手のほうに行かせ
ていただいて、岩手放送大学の斎藤教授のほう
から御指導いただいた中で、7ページの報道機
関との連携というのが非常に大事なポジション
になってくるという確認がありました。そこで、
3・11以降の県の防災会議で常にマスメディア
関係の方々が参加しているのか。参加してい
るとしたら、役割ということで項目しか書いてな
いんですけど、どういう協議がなされたのか紹
介いただくとありがたいです。

○金井危機管理課長 御指摘のとおり、報道機
関との連携というのは極めて重要なことでござ
います。ことしの新燃岳におきましてもなかな
か情報が伝わらないということで、テレビを見
ても何も言わないというような話が上がってき
ておりまして、マスメディアの力に頼ってしっ
かりとした情報伝達がしたいと考えております。
これに対する位置づけにつきましては、一応防
災計画の中では指定公共機関等に入っております。
対策委員会を今のところ開催してございま
せんので来ておりませんが、今後、国民保
護訓練、図上訓練等も行う予定でございま
すので、そういった中での連携等、訓練への参加
についてはお願いしておるところでございます。
今度の年度末にも防災会議という県の全体の会
議を開きますけれども、そちらにも参加して
いただくという前提ではございます。

○阿南福祉保健課長 先ほど福祉関係施設の災
害等の伝達について県では行っていないとお答
えいたしましたが、それにつきましては市町村
のほうがお伝えするという役割を担っておりま

す。市町村のほうから伝えるということでござ
います。

○河野委員 もう一回確認ですけど、県防災会
議というのは3・11以降開かれていますか。

○金井危機管理課長 3・11以降につきま
しても、県の防災会議は年に1回、県防災計画の大
きな見直し、検討を図っていただくというこ
とで、その方向性を今後年度末を予定してお
るところでございます。その方向性について、今、
事務レベルで地震専門部会等々の協力を得な
がら開催しておるところでございます。年度末
を予定しておるところでございます。

○徳重委員 津波対策で、宮崎県は海岸線の長
い県土を持っている、串間から延岡まで長いわ
けですが、ここで地震が発生して大津波が来る
とある程度想定されていることでもありますの
で、避難ビルが指定されているんじゃないかと
思っていますが、県内で海岸線を中心に何施設
ぐらいの避難ビルを指定されていますか。

○金井危機管理課長 現在、集計中というこ
とで回答させていただきます。ただ、避難ビルに
つきましては各市町村におきまして、避難場所、
住民の数、どれだけの人が入るか。そこに管理
して入らせていただくかということを調整して
おりますので、それを受けましてまた集計して
まいりたいと考えております。

○徳重委員 早急にしておこなきゃいけない
んじゃないかと思っております。市町村任せとい
うのはいかがかなという気がするものですから、
県がまず把握すべきだと思っております。

それと、人員がどれぐらいそこで収容できる
かということも、ある程度把握する必要がある
んじゃないかと思っておりますので、そのこと
もお願いをしておきたいと思います。

それと当然、津波は昼間だけ来るわけではご

ございません。夜も、あるいは土曜、日曜、祭日もということになります。そうすると、土日、祭日は閉まっているか、ビルのほうも出入りができないということになる可能性がありますよね。そういうときの対応というの、しっかりとした約束事がなければ、あっても利用できないということになるんじゃないかと思っておりますが、その辺の考え方はいかがですか。

○金井危機管理課長 避難場所の選定につきましては、御指摘のとおりそれらの問題がございますので、屋上に上がる門扉のかぎをだれが管理するのか、また持っている方が不在のときはどうするのか、そういったもろもろのことも含めまして管理者等との調整をしているところでございます。ただ、周りの住民の数と使用できる数がすべてクリアできるという問題でもございませんので、そこらも含めまして数多い施設の指定が必要ではないかというふうには考えておるところであります。

○徳重委員 これは急がないと、あした起こるかもしれない、あさって起こるかもしれないということになると思っているんです。時間を待てばいいということではないと思っておりますので、できるだけ早くそういったものについては整備をしておってほしいと思っております。

それと風水害対策ということにもなろうかと思いますが、今、気象はいろんな形でゲリラ的な状況が非常に多いんです。集中的に来る。ということを考えますときに、中山間地の多い宮崎県にとって、1つの町なり村では対応できないことが非常に多いんじゃないかと思っております。消防団にしても、あるいは役場の職員にしてもですね。そうしたときに隣接する市町村の協力、消防団なり地域の人なり、そういう取り決めはされていないんですか。

○金井危機管理課長 各市町村におきましては応援協定というのは持っております。県はそれらを調整するという役目を持っております。それに消防におきましても緊急消防援助隊とか、警察におきましても広域緊急援助隊とかいう応援部隊を持っております、隣接で応援する体制というのはございます。ただ、具体的にやるという方向性が結ばれておるものではございませんので、そのときそのときの状況に応じて判断するべきものかと考えております。

○徳重委員 その指示、命令をお願いするのは、どこがするわけですか、危機管理課がすることですか。

○金井危機管理課長 総合的な事務につきましては危機管理課が持っておりますけれども、要望がございまして、それを受けて対応して調整させていただく。A市が被災を受ければ周りのB、C、また、Aが被災で大変であれば周りのところも当然やられているわけですから、ちょっと離れた別な市町村の応援をもらうとか、そういった対策も必要でございまして、その調整をさせていただくことになろうかと思っております。

○徳重委員 最後にしたいと思います。ここに高原の丸山副委員長もおられますが、きのうのテレビでもマグマが3分の2ぐらいになっているんだというようなことございまして、火砕流なり爆発が起こる可能性があります。高原町に流れていたり、都城に流れていたりしたときに、高原のことを都城は構っておれん、自分ところが大変だということになる可能性がありますね。高原さんは非常に困ると思うんです。そういったことも当然想定されます。そうなったときにどういう体制をつくっていくかということ、ぜひマニュアルをつくっていただきたい。その場合はこうするんだということ、あ

らかじめちゃんとしたものをつくっておってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○金井危機管理課長 先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、1つの災害が起きたときに、その周辺の市町村においても災害が及んでおるとというのが現実でございますので、そのもう一つ外周にある市町村の応援はかなり必要になろうかと思っております。そこらも含めまして、新燃岳に対する対応。それに、津波が来た場合に沿岸の市町村はかなり被害が出るという想定がございますので、山間部の津波が来ないところの市町村の応援、または防災拠点としてそこを支援拠点をいただくとか、そういったものを考えておるところでございます。また、今月末にも各市町村の担当者等の事務的なレベルの会議を開いておりますけれども、広域援助的な面をあわせて検討しておるところでもございます。

○前屋敷委員 県の防災会議の地震専門部会でM9レベルの地震を想定したシミュレーションを実施することを決定したということですが、震災の後、地震や津波の対策の見直しをする上ではシミュレーションは極めて重要だということで提起もしてきたところだったので、非常によかったなというふうに思っています。かなり専門的な作業になってくるし、経費もかなりかかってくるということもありますけれども、急ぐ必要があると思うんです。今、県も国の見直しまちの部分もあるし、また市町村は県の見直しまちということになっているので、今、24年度では遅いのではないかという話もいろいろ出ましたけど、一日でも早く方向を出していくためにも、シミュレーションの作業を急ぐ必要があると思うんです。11月28日に決定したばかりのようですが、方向性というのは少

しは出ているんですか。

○金井危機管理課長 私どもが持っていますタイムスケジュール的なものにつきましては、関係機関と調整させていただいておりますが、今年度末までに日向灘の津波の想定をさせていただいて、来年度に、国の指導を受けながら東南海・南海による津波の想定を考えておるところでございます。ただ、いずれにしましても、でき上がってからお示しするのであればスピード感に欠けますので、その途中でも、被害想定のものでありましたら中間報告ということで各市町村と調整をしながら準備を図っていきたいと考えておるところであります。

○前屋敷委員 非常に大事なことだと思います。シミュレーションした結果を随時知らせていくという点では、市町村も計画にそれを盛り込むこともできるし、先ほど避難タワーの話も出ましたけど、避難困難地域であるとか孤立するような地域がそこで特定されていけば、より具体的な計画が立てられるということもありますので、ぜひこのところを早目に進めていくようお願いをしたいと思います。

それともう一点ですが、先ほど知事公舎の機能の話が出ましたけど、私も視察をさせていただいて、一定程度そういう機能があるのかなと思って見せていただいたんですが、登庁できない知事と県とのやりとりであるとか、簡単なテレビ電話を通じての会議であるとか、そういう程度のものでしたので、もっと機能あるものにする必要があるんじゃないかと思いました。今、拠点づくりの話も出ましたけど、いつ起こるかわからないものに対しては、本庁舎がだめな場合は知事公舎あたりからも最低限の発信ができるようなシステムが必要じゃないかと改めて思いましたので、その辺の検討をぜひ急いでいた

だくように要望したいと思います。

○中村委員 福祉保健課長にお伺いします。さっき山下委員も触れたんですが、震災があった後に、避難先で知的障がい者とかそういった人たちの取り扱いはどうされていたのかを調査されたことはありますか。

○阿南福祉保健課長 現在、弱者の方を収容する施設として福祉避難所というのがございまして、23年3月では西都市、三股町、高千穂町、日之影町4団体が設置済みということですが、本年中にはふえまして13市町村に福祉避難所ができる予定になっております。弱者の方々についてはそういうところに避難していただくことを考えております。

調査をしたことがあるかという御質問でございますけれども、その調査についてはしておりません。

○中村委員 というのは、差別的な発言になるかもしれませんから、自分ところに知的障がい者がおるということと、知的障がい者48名預かっているという立場の中で考えると、一時的に避難をだあっとするのはどこに入ってもいいと思うんです。ただ、知的障がい者の人たちをそのまま長期間の避難生活に置いておくことになる、いろんなことが生じてくるだろうと、自分たちで預かっていてそう思うんです。だから、一時的にはそうであっても、次の機会には、そういった人たちを集めて専門家がちゃんと見ていかないと、長期間の避難生活にお互いが耐えられなくなってくると思いますので、その辺を十分検討してください。要望でいいです。

それと刑務所はどうするんですか。そういう状態になったとき刑務所に入っている人たちを逃がさにかいかんじゃないですか。その辺のことは考えているわけ。考えてもらわんと困るん

だよ。いろんなことが出てきます。総務部長が、また警察本部長等と話してください。

○中野委員 端的にお尋ねします。M9レベルの地震を想定して云々という説明がありましたが、地震、津波、風水害、噴火とか、よく言われる「想定外」という言葉とか概念はもうなくなったんですか。

○金井危機管理課長 「想定外」という言葉が使われ始めましたけれども、現在、想定外をなくすということが前提で、こういう計画の基本ということで進めさせていただいております。想定外というのは使わない、想定外をなくすための対応ということで進めさせていただいております。

○山下委員 福祉保健課にさっきの関連でお聞きしたいんですが、東日本での震災の中で、先ほど弱者ということが出ているんですが、まさしくそうなんです。先ほどありましたように精神障がい者、知的の皆さん方、身体もそうなんです。長期間の避難所生活がかなり苦勞されたという話を聞いています。東日本でのそういう実態の調査をされていますか。

○阿南福祉保健課長 調査はしておりませんが、そういう障がいを持っておられる方等につきましては、福祉避難所は10人に1人介護員等がつくような制度がございまして、そちらのほうに移っていただくと。ただ、さっき申し上げましたように、現在できているのが4団体、4市町だけでございまして、これについて今年度中に13市町村にふやすと。それと5年以内にはすべての市町村に福祉避難所を設置することで進めていきたいというふうに考えております。

○坂口委員 これは発言しておくだけでですけど、先ほどから知事公舎の機能の話が出ていました。

あそこをそもそもつくる時の理由の中にそれはあったんです。緊急時の司令室としての機能を整えます。県産材を使います。それからバリアフリー的な建物にします。だから5億幾らもかかるんですということでの議会への説明だったから、そのとき検討した過程の中での概略設計なり何なりの中にあると思うんです。危機管理時の県庁舎がダメージを受けたときのとか、知事があそこから動けないときの指令室としての機能を持たせる。だからこんなに金がかかるんですというのがあったから、そこはもう一回原点に戻ってしっかりその約束を守っていただきたい、これはお願いしておきます。

それから、今、消防の話が出ましたけど、これはせんだっての3・11を受けての検討課題の中にもなっているんですけど、職員消防と消防団の違いです。消防団員の扱いというのは、早く逃げて命を守って下さいという扱いの分類の中に入れなきゃならんということです。それでも力をかりなきゃならんというときに、あの人たちは本来、火を消すことのみ訓練ぐらいです。装備もそうなんです。だから、水際に行かせるときは、救命胴衣はあるのかとか、河川のはらん状況を見に行かせるときに、もし足を滑らせたときどうするんだ。装備の中にないんです。やらせるならそういったものまで責任持って支給しながらやらせていくとか、これも要望にとどめておきますけれども。ちょっと時間が余ったものだから、そこらをお願いしておきます。

○丸山副委員長 9～10ページのソフト的な対策のことで確認をさせていただきたいんですが、(1)の短期的な対策の⑤に書いてある要援護者の支援計画とか避難所運営マニュアルを未整備の地域に要請ということですが、これはでき

るだけ早くやっていただきたいと思っております。6月の委員会では、避難所のマニュアルに関して8市町村しかできていなかったと思っているんですが、今回要請を受けてどれだけの市町村が取り組もうとしているのか。また県として、できれば今年度中にはすべての市町村につくり上げてもらって、実際それを運用を1回試してみたい訓練をするべきじゃないかと思っております。その辺のことをお伺いしたいと思います。

○金井危機管理課長 まず、避難所運営マニュアルについてでございますが、順次指導した結果、今年度中というのが、前倒しになりまして10月に策定されたというところが来ております。現在、未着手が5ある以外はすべて策定中、今年度中には完成というのがあります。未着手のところについては、重ねて強力にお願いしていきたいと考えております。

そのほかに災害時要援護者の避難支援対策につきましても、残り本年度末が8市町村ありまして、これにつきましても年度内には実施する。よって、要援護者の避難支援計画については年度内にはそろそろと考えております。それを再度年末には確認していきたいと考えておりますので、計画をもって進めていただくようお願いしたいと思います。それに基づきまして訓練は必要であろうと考えております。よそでも、計画はつくりました、マニュアルはつくりましたが、実際にやってみると障害が多くてマニュアルどおりにはいきませんというのがございますので、訓練でまたマニュアルを改正していく、計画を改正していく、これを繰り返していくことが必要かというふうに考えておりますので、その点もあわせてお願いしていきたいと考えております。以上でございます。

○丸山副委員長 10ページのほうに、中・長期的なということで③に24年度、25年度にかけてマニュアルの見直しを行っていくということがあります。恐らく津波の大きさで被害想定が変わってくるからこういう書き方だろうと思っておりますけれども、できるだけ早く、現場に合わせながら、また東日本大震災の教訓を生かしながら、今つくっているところに関しても、このようなこともあるから強硬にやってくださいというイメージを持たせて、未整備のところ、つくっているけれども足りないんじゃないかというアドバイスは積極的に行っていただきたいということを要望しておきます。

○井本委員長 ほかにありませんか。

それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時7分再開

○井本委員長 委員会を再開いたします。

それでは、協議事項（1）条例改正案についてであります。

資料1をごらんください。本日、改正の素案を決定していただくこととしておりますが、前回との主な変更点や御協議いただく点について説明をいたします。

まず、第20条の「消防非常備市町村の常備化への支援」及び第47条の「地震・津波対策に強いまちづくりの推進」についてであります。これらにつきましては前回からの協議持ち越しとなっていたところであります。

6ページ、素案の20条をごらんください。「消防団の充実」の第3項「県は、消防非常備町村

に対し、必要な助言を行う等、技術的な支援に努めるものとする」を追加したところであります。まずはこの点について御意見をお願いしたいと思います。これでよければこれでいいです。この前のとき、これを入れるか入れんかというようなことで先延ばしになっておったんですが、これはこれでいいですか。

○中野委員 常備しているところへは、助言とか支援というのは、これは消防団のことですね。消防署があるところの消防団に対しては……。

○高橋委員 20条だから1項でも書いてある。常備消防というのは消防署、職員です。

○山下委員 消防署があるところとないところのないところに対して。

○高橋委員 常備消防です。えびのは西諸広域消防があります。

○坂口委員 昔の警防団。

○井本委員長 このままでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 では、これにいたします。

次は47条であります。47条をごらんください。青いつけ加えたところですが、これもこの前のところでどうしようかということで問題になったところで、先延ばしになっていたところです。これまでの調査を踏まえて、「(地震・津波に強いまちづくりの推進)」は、地震・津波対策の拡大防止等に欠かせない条項であると判断し、追加を記載しております。この点について御意見をお願いいたします。文章もこれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 では、これで決めます。

それでは、持ち越しておりましたこの2点につきましては、ただいまの御意見のとおり決定させていただきます。

続きまして、県外調査時に板橋区役所の鍵屋一さんから指摘をいただいたことについてであります。「一般の大地震における最大の教訓は、防災教育を推進することである」と伺ったところであります。「(防災に関する教育の実施)」の条項について、もう少し表現を強めたらどうかとの御意見をいただきました。

まず、素案の前文と10条をごらんください。セットになっておるものですから。青い部分です。「他者と助け合って適切な対応ができるようにする」となっております。この表現を入れたところであります。

ほかにもあるんですが、3条をごらんください。これも追加したんです。

○高橋委員 意味を強めたんですか。

○井本委員長 意味を強めたんです。「努めるものとする」を「策定するものとする」、こういうふうに強くしたほうがいいんじゃないか。

それから28条、ここに青く書いてありますけれども、「宿泊場所」を入れたわけです。

これらは鍵屋さんからのアドバイス、御指摘で入れたということです。これらについて皆さんの御意見があれば。

○松崎書記 4条の5項の青い部分です。

○井本委員長 4条の5項もそうです。

全体を見渡してみて、これでいいかどうかもよろしく。一応素案ではありますけれども。

○高橋委員 ダブっていませんか。3条の8項、4条の6項と同じになっています。

○松崎書記 ここにつきましても、鍵屋一さんから、県につきましてももうちょっと表現を強めるべきじゃないかという意見をいただきました。

○井本委員長 市町村は「努めるものとする」と。

○前屋敷委員 済みません。ちょっと戻りますが、20条の「消防団等の充実」ということですが、3で非常備町村に対して助言を行ったりするということですが、常備化についての助言ですか。

○井本委員長 常備化を促すというわけです。

○丸山副委員長 余り強くは書けないんです。

○坂口委員 必要な助言の中に含まれています。

○前屋敷委員 それも入れてということですか。

○井本委員長 必要な助言にですね。

○坂口委員 市に対しては法的にその根拠があるからつくりなさいと。町は水平補完、垂直補完で出してもらってもいいですよというあれがあるから、つくれということは言えない。必要な助言の中に、できれば独立してくださいという、助言を含めてということになる。

○丸山副委員長 予算ともかかわるものですから、なかなかこれは……。「助言」という非常に広い意味の言葉を使わせていただいています。

○中野委員 3項の必要な助言はわかるんですが、「技術的な支援に努める」、この技術的な支援ですよ。ここの「消防団等」というところは常備のところを指すと読めるんだけど、消防署があるところの消防団への技術的な支援というものは、非常備だけにうたっておけば、常備しているところはいいということにならんのかと言いたかったんだけど。第1項の表現で「技術的な支援」ということをこの中で理解できるんですか。

○井本委員長 第3項に書いているのを第1項、2項にかけろというわけ。

○中野委員 技術的な支援です。

○高橋委員 3項は常備消防に特化しているんです。消防団とかは1項で言っているんです。

○丸山副委員長 第2項に、「県は、前項に規定

する市町村の取組を支援する」ということで、県は広域行政を持っているところにもちゃんと技術的な支援もしますよということを一応書いているんです。第3項は、常備消防がないところに対して必要な助言をさらに言うべきではないのかという意見が出たから、第3項にふやしたということで理解していただけないかと思っているんですが。

○中野委員 県下すべての消防団に対して県が技術的な支援はできるということですね。1項、2項でそんなふうに読めるんですね。

○坂口委員 権限が市町村に持たせてあるからこういう体系になっている。なおかつ必要なときは支援もできますよ。

○山下委員 常備消防署は、県の消防学校で訓練をやったり人事交流をやったりしているわけですからね。それが常備がないところの町村が対応をぴしゃっとしてくれということがここに書いてあるわけでしょう。助言と技術的なこと、それでいいと思うんです。

○坂口委員 実際は、常備を持たないところは委託料を払って、そこから常備のサービスを受けているということが、広い意味ではそこも教育の中に含まれているわけですね。

○中野委員 さっき前屋敷委員が常備消防団を促すような文言を云々と言われたけど、常備消防、消防署を促すようなことも言われたが、つくらんでも技術的な支援を県がするなら、1団もつくらんとということになるのか。

○坂口委員 町長は選挙があるわけだから、住民が意見を選挙という形で集約して、消防署の必要性、必要性がないということはその町の判断としてやるべきで、これがあるからつくらんとか、これがあるからつくるというものじゃない。そこは裁量の中に入っている。

○前屋敷委員 常備消防は県からも国からも援助があるわけでしょう。

○坂口委員 消防費というのが、基準財政需要が入る。それは多分、5,000幾らぐらいあって、それが人口で傾斜配分ということになる。だから、小さい町は半分も満たないんです。

○高橋委員 人口10万人を基本にしてあるから厚いです。

○坂口委員 昔は人口10万人のところは1.0掛けだったんです。5,000万分のですね。人口500人のときは4.83掛けていたんです。これがぐんと落とされて、人口2万ぐらいまでの緩い傾斜で上がって行って、2万から1万2,000、1万、8,000、6,000、4,000、1,500ぐらいで横滑りになって、それが3ぐらいに圧縮されて、とても足りないんです。今度はそのかわり法律は、市になったら独立そのものにしなさい。町と村は持っても持たなくてもいいけど、持たないときは委託料を払って隣の市あたりに補完してもらいなさい。

○高橋委員 消防団だけでやっているところが非常備なんです。

○坂口委員 だから、その指導はできるんです。委託料払って見てもらわにゃいかんじゃないかと。

○高橋委員 救急救命士を町の職員が取っているんですよ。

○右松委員 中野委員の、20条で「消防団等の充実」となっていてまして、1項、2項はわかるんですが、3項は結局、非常備町村、消防署がないところということであれば、「消防団等の充実」で、この中に「消防団及び施設の充実」。結局は「消防団等」にまとめていいのかなと思ったんです。

○坂口委員 消防団とこれは全く別なもので、

一方はプロフェッショナル、一方はさっき言ったように、これからの考え方として、災害のときは、団員は一般の人間だから逃げてください、自分の命を守りなさいということになる可能性があるわけです。またそうさせんといかんかもしれんわけです。この前、新燃岳でも、よそで火砕流があつて死んだのは消防団だったでしょう。消防職員じゃないです。今度の津波でも消防団なんです。職員じゃないんです。

○右松委員 3項は消防団等ということで、消防団関連という形で考えてもいいですか。別組織であれば、これは消防団等でいいんですか。

○坂口委員 これは最初つくった順序が、追加になったからこんなになったんだろうけど、タイトルは、分けてもいい分けなくて「等」でもいい。そこのところが迷う原因かもしれません。

「消防団の充実」と、これは独立させてもいいですね。わかりにくいことはわかりにくい。

○高橋委員 「消防団及び常備消防の充実」ですか。

○坂口委員 組織と装備。

○前屋敷委員 消防組織の充実ということになれば、非常備のところも何らか考えて強化しなさいよということに入るというわけですね。

○坂口委員 消防と装備の充実かな。

○丸山副委員長 消防組織等。

○井本委員長 「消防組織等の充実」でいいですか。

○中野委員 3項の「県は、消防非常備町村に対し」、非常備町村「等」を入れんでもいいですか。

○丸山副委員長 上の2項が……。

○中野委員 技術的な支援というのが非常にひっかかる。

○坂口委員 「等」となったとき、具体的に等

のグループに入ってくる自治体があるかということ、それはないわけです。常備か非常備2つしかない。等としたときは常備まで含みますということになる。

○河野委員 「技術的な」という言葉にひっかかるということでしょう。

○徳重委員 「技術的な」という中身、どういうことを想定しているのか。

○中野委員 1項の「消防団の組織の充実及び機能の強化」だけだから、技術ということは何れにも入ってないんですよ。

○松崎書記 ここに財政的な支援も含まれるようになりますと、財政課との協議が必要になるかと考えております。

○井本委員長 休憩します。

午後1時28分休憩

午後1時33分再開

○井本委員長 再開します。それでは、20条は条項を含め、このままということにします。他にないですか。

○渡辺委員 書いてあることがいけないということではなくて、むしろ私はこれでいいと思うんですが、4ページの10条防災教育のところですけれども、防災教育の充実のところ「災害発生時において自己の安全を確保し、他者と助け合って適切な対応ができるようにするため」、これはもっともなんです、今回の委員会で、実際に災害が発生したときには、人のことじゃなくてまず自分が命を守ることに徹しなきゃいけないということがありました。これは当然、「自己の安全を確保し」と書いてあるわけですが、こういう行為をすることが、助け合いは大事ですが、危険があつても人もというふうに、逆に、ミスリードじゃないんですけど、

そういうことがないかというだけで、個人的にはいいと思うんです。

○井本委員長 個人的にはいいということですので、それについてもこのままでいいですか。では、この内容で改正のための素案として決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、パブリックコメントについてであります。この素案についてパブリックコメントを実施するかしないかについて決めていただきたいと思います。

ちなみに、今回は実施をしております。宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例は実施しておりますが、中山間地振興条例は実施していません。そのようなことで、今回はどうするか、パブリックコメントをやるかやらんか、皆さん御意見をお願いします。

○右松委員 あり方検討委員会でもその話があって、パブリックコメントをやるとすれば来年の夏ぐらいになると。間に合うなら結構です。

○中野委員 医療対策特別委員会の方はどうなっていますか。一方の条例のパブリックコメントと同じ歩調でやったほうがいい。

○松崎書記 同じように委員会で検討中だと思います。

○坂口委員 前回、第1号をやっているから、改正でやらないという理由が説明できるかどうか。

○井本委員長 では、パブリックコメントをやるという方向でいいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 それでは、ただいま決定しました素案をパブリックコメントに適した要綱案と

いうことで書き直して実施をさせていただきたいと思います。

次に、次回委員会は閉会中の1月27日に行うことを予定しております。内容につきましては、2月議会への条例上程に向け、県民等からの意見を踏まえ条例案の最終決定を行いたいと考えております。あわせて委員会報告書骨子案の協議も行いたいと考えておりますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員 今回のパブリックコメントのやり方はどうするのでしょうか。条文をこのままほんとのせるだけでなく、なぜ改正したかということと、現行条例との改正点が県民にわかるように提示していかないと、声として出てこないと思います。

○井本委員長 要綱を示して実施します。

○松崎書記 政策条例検討会議を6日にやっているんですけども、そのときに、大きな4つの改正点をお示ししております。今御決定いただきました条例案につきましては議案になりますので、このままではパブリックコメントにはかけられませんので、要綱案に整理いたします。ただ今申し上げました大きな4つの改正点と要綱案そして現行条例、この3点をお示ししてパブリックコメントにかけようと考えております。

○井本委員長 最後になりますが、協議事項(4)のその他でございますが、委員の皆さんから何かございませんか。

○丸山副委員長 条例改正はこれでいけると思うんですが、その後の方向のあり方をしっかり、がん対策も含めてですが、改正しても、ほとんど県民は知らない状況が強いものですから、広報のあり方を議長報告にもお願いしながら、予算的なこともできるように、せつかくこれだけ

活動をやったというのも含めて、お願いを委員長のほうからでもしていただければありがたいと思います。

○高橋委員 次回の委員会はすぐ終わるような気がするんですけど、何か説明してもらおう事項があれば、要望だけ言っていいですか、津波防災地域づくりに関する法律が施行されたみたいなんです。今回も議案になったところの根拠となる法律が。あれを勉強しておくといいと思うんです。

○井本委員長 では、そのとき持ってこさせるようにしましょうか。27日でいいですね。

ほかにありませんか。

では、これで終わりたいと思います。

午後1時40分閉会